

野外焼却禁止

次の場合を除き、廃棄物の焼却は禁止されています。

- ・農林業を営むためにやむを得ない焼却
- ・宗教または風俗慣習上の行事のための焼却
- ・たき火など軽微な焼却

罰則

廃棄物を違法に野外焼却した者は、5年以下の懲役
または1千万円以下の罰金
(法人に対しては1億円以下の罰金)

問合せ 秩父環境管理事務所
町民生活課環境衛生担当

☎23-1511
☎62-1232

10月は3R推進月間です

10月は、廃棄物などの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R推進月間です。マイバッグ利用促進や、マイボトル持参運動を推進しています。

ごみの減量化の促進には、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、日々の行動に反映させることが重要です。

コンビニなどでなにげなくもらう小型のレジ袋は約5～7g。もし1年間もらうのをやめたら、約300枚分、1人でも約1.5～2kg削減できます。

また、新しく材料から作るより、回収したアルミニウムで缶1個を生産すると、節約したエネルギーで液晶テレビを2～3時間見ることができます。

- ・お気に入りのマイバッグを持って、ごみになるレジ袋を減らす。
- ・マイボトルの利用でポイ捨て容器を減らす。
そんなライフスタイルを楽しんでみませんか。



埼玉県のマスコット「コバトン」

問合せ 県環境部資源循環推進課

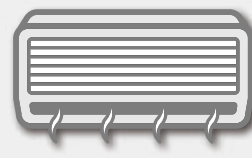
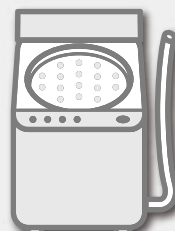
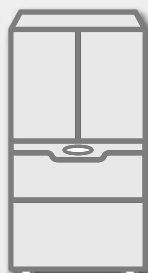
☎048-830-3110

家電4品目の処分について

家電4品目を処分する場合には、「家電リサイクル法」に基づく処分をお願いします。処分にはリサイクル料金と、収集運搬を依頼した場合には別途収集運搬料金がかかります

対象品目

- 1 テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）
- 2 冷蔵庫、冷凍庫
- 3 洗濯機、衣類乾燥機
- 4 エアコン



処分方法

- 1 購入した家電販売店に依頼する。
- 2 指定引取場所「秩父回収資源㈱」へ持ち込む。
「家電リサイクル券」を発券できます。
皆野町大字大淵143-3 ☎62-4636
- 3 収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼する。
事前に郵便局で発券する「家電リサイクル券」を用意してください。

問合せ 秩父環境衛生センター

☎23-8921